

## 情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第53回）議事録

1 日時 令和2年7月22日（水）10:00～10:50

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、岡田 羊祐、  
熊谷 亮丸、知野 恵子、森川 博之（以上6名）

(2) 総務省

（総合通信基盤局）

竹内 芳明（総合通信基盤局長）、今川 拓郎（電気通信事業部長）、  
大村 真一（事業政策課長）、香月 健太郎（事業政策課調査官）、  
飯村 由香理（事業政策課市場評価企画官）、  
川野 真稔（料金サービス課長）、中村 朋浩（料金サービス課企画官）、  
田中 一也（料金サービス課課長補佐）、  
小澤 亮二（料金サービス課課長補佐）

(3) 事務局

日下 隆（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議 題

(1) 議決案件

① 「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」について

【令和2年4月6日付け諮問第1230号】

② 「電気通信事業政策部会における委員会の設置（平成30年9月19日  
情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第4号）」の一部改正について

(2) 報告案件

① NTT東西における光回線の卸売サービスの提供状況について

② 第52回電気通信事業政策部会の開催について

## 開 会

○山内部会長　ただいまから情報通信審議会第53回電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日は、Web会議にて会議を開催しておりまして、現時点で委員8名中6名が出席し、定足数を満たしております。

Web会議となりますので、皆様、御発言の際はマイクとカメラをオンにさせていただいて、それからお名前を名乗っていただき、御発言をお願いしたいと思います。

また、傍聴でございますが、傍聴につきましてはWeb会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

議事に入る前に、先日、総務省の幹部の皆様には人事異動があったと伺っておりますので、事務局から御紹介いただけるということでございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○日下総合通信管理室長　それでは、本会議に出席しています異動がありました幹部職員につきまして、順に紹介させていただきますので、一言御挨拶をお願いいたします。

まず、竹内総合通信基盤局長ですが、公務のため、後ほど出席の予定とさせていただきます。

続きまして、今川電気通信事業部長です。お願いいたします。

○今川電気通信事業部長　電気通信部長に着任いたしました今川でございます。前職は総務課長をしておりました。引き続きよろしくお願いいたします。

○日下総合通信管理室長　続きまして、大村事業政策課長です。お願いいたします。

○大村事業政策課長　事業政策課長に着任しました大村と申します。前職は料金サービス課長でした。引き続きよろしくお願いいたします。

○日下総合通信管理室長　続きまして、香月事業政策課調査官です。お願いいたします。

○香月事業政策課調査官　事業政策課調査官に着任いたしました香月と申します。前職は、情報流通行政局の放送政策課におりました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○日下総合通信管理室長　続きまして、飯村事業政策課市場評価企画官です。お願いいたします。

○飯村事業政策課市場評価企画官　市場評価企画官に着任いたしました飯村と申します。

よろしくお願ひいたします。前職は、情報流通行政局情報流通高度化推進室におりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○日下総合通信管理室長 続きまして、川野料金サービス課長です。お願ひいたします。

○川野料金サービス課長 料金サービス課長に着任いたしました川野と申します。大村の後任に当たります。前職は、情報流通行政局の情報通信政策課におりました。今後ともよろしくお願ひいたします。

○日下総合通信管理室長 ありがとうございます。以上で紹介を終わります。

○山内部会長 どうもありがとうございました。

## 議決案件

### ①「I P 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」について

【令和2年4月6日付け諮問第1230号】

○山内部会長 それでは、議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

議事次第にありますように、本日の議題は議決案件が2件、それから報告案件が2件となっております。

まず初めに、議決案件を審議したいと思います。

諮問第1230号「I P 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」についてでございます。

接続政策委員会主査の相田委員、それから接続政策委員会事務局から、この内容を御説明いただいて審議したいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○相田部会長代理 接続政策委員会の主査を務めます相田でございます。それでは諮問1230号「I P 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」につきまして、接続政策委員会における調査の結果を御報告いたします。

本件は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社により、電話サービスのために用いている公衆交換電話網、いわゆるP S T Nの設備が令和7年度頃に維持限界を迎え、令和2年度から順次I P 網への移行が開始されることから、I P 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方について、令和2年4月6日に総務大臣から諮問があったものです。

これを受けまして、同年4月10日以降、接続政策委員会を計6回開催し、事業者ヒアリング、論点整理など、議論を積み重ね、お手元の資料53-1-1のとおり、IPによる相互接続開始に向けた方針整理として、本委員会の報告書を取りまとめたところ  
です。

資料53-1-1の目次を御覧ください。第1章は、これまでの経緯や電気通信市場の環境変化等について取りまとめた上で、検討事項及び検討の進め方をお示ししております。

今回は、それら検討事項のうち、IP網への移行過程における音声接続料の在り方（ひかり電話）及びIP網へ移行後の音声接続料の在り方について調査・検討を行い、それぞれ第2章、第3章に考え方をまとめております。

最後に第4章として、一部答申で検討を終了する事項と、最終答申に向けて検討を行う事項について、今後の進め方をそれぞれまとめております。

詳細につきましては、本委員会の事務局から御説明いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中料金サービス課課長補佐 委員会事務局、料金サービス課の田中と申します。よろしくよろしくお願いいたします。

資料53-1-2、報告書の概要をお開きいただけますでしょうか。こちらをおめくりいただきまして右上、1ページをお開きください。今、相田主査から御説明いただきました報告書の構成が書いてございます。

続きまして、2ページをお開きください。第1章の1節の内容でございます。IP網への移行に関するこれまでの議論の経緯ということで、これまでの議論の経緯を掲載させていただきます。

1つ目の丸でございますとおり、まず、平成22年11月にNTT東日本・西日本からPSTNマイグレーションについてということで、今後の計画が出されたというところを契機としてございます。

その後、2つ目の丸でございますが、本情報通信審議会の下でも、電話網移行円滑化委員会を新たに設置いたしまして、御議論をいただいていたところでございます。

また、3つ目の丸でございますが、平成28年2月からは、固定電話網の円滑な移行の在り方ということで、平成29年3月に一次答申、平成29年9月に二次答申をお取りまとめいただき、特にこの二次答申の中で線が引いてあるところでございますが、

「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度等に関して、適切な制度設計を総務省において検討する必要がある」と御整理をいただいたことを踏まえまして、今回、接続制度に関する検討をさせていただいているという経緯でございます。

また、電話の関係でございますと、加入電話の接続料の算定につきましては、情報通信審議会から御答申をいただいた長期増分費用方式の適用の在り方について、平成31年度以降の接続料算定方式の適用期間は3年間とすることが適当とされておりまして、それを踏まえて、総務省では長期増分費用モデル研究会を開催いたしまして、今年の6月に中間報告書を公表させていただいているところでございます。

続きまして3ページをお開きください。第1章の2節でございますが、IP網への移行による接続形態等の変化ということでございます。上の四角、1つ目のところでございます。先ほど相田主査からも御説明がございましたが、令和3年1月から固定電話網のIP網への移行が開始されます。また、令和7年1月に移行を完了させるという予定になっているところでございます。

2つ目の丸でございます。この移行に際しまして、NTT東日本・西日本と他事業者の接続というものは、接続するPOIビルにおきます発着二者間の直接接続ということで、現在のNTTの設備をハブとしたつながり方から、1対1、二者間の接続になるという形でございます。

また、メタルIP電話とひかり電話というものが、左下の絵にございますとおり、今はメタルでありますPSTNのネットワークと右側のIP網というのは別々のコア網を使用している状況でございますが、IP網移行後、右側の絵でございますが、より統合的に同一のコア網に收容されて、他事業者とのPOIも同一になるというような変化もございます。

また、左下の地域的な数というところでございますが、今は全都道府県という形で基本つながっておりますが、右側に行っていただきますと、POIビルでの接続ということで、東京・大阪の2か所での接続という形になるので、接続の場所というものも変わってくるというところでございます。

4ページをお開きください。IP網の移行の工程ということで、改めて掲載をさせていただいております。下の絵でございますが、上でございます①、ひかり電話接続ルートの変更開始が令和3年1月から開始されていきます。その2年後に加入電話の接続ルートの切替えが始まり、その1年後にメタルIP電話へ一斉に契約移行ということ

で、今の距離に応じたということではなくて、全国一律の料金になる予定でございます。最後、4番目としまして、令和7年1月で移行の完了を予定しているところでございます。

こういった移行の段階ごとで接続制度を考えていく必要があることから、今回、御議論をいただいたところです。特に、1番のひかり電話の接続ルート切替え開始が目前に迫っていることから、まずこの最終的な結論を御議論いただいたというのが今回のタイミングでございました。

5ページに詳しくスケジュールを書いております。5ページをお開きください。第1章の3節でございます。検討事項及び検討の進め方ということで、今回の一部答申をいただくまでに御検討いただいた内容といたしましては、(1)、(2)でございます。

特にひかり電話の接続ルート切替えが来年の1月以降に始まっていくというところを踏まえまして、(1)として、IP網への移行過程における音声接続料の在り方（ひかり電話の接続料）ということで御議論をいただきました。こちらについては第2章でその内容を書いておりますが、まさに制度の整備に向かって最終取りまとめをいただいたというところでございます。

(2)について、IP網への移行後の音声接続料の在り方については第3章で掲載をさせていただいておりますが、こちらについては最終的な取りまとめというよりは課題の共有、あるいは今後の検討の進め方等について、中間取りまとめという形で御整理をいただいているものでございます。

下の検討の進め方の絵にありますとおり、4月から接続政策委員会において御議論をいただいて報告書を取りまとめていただいたところですが、お認めいただけるようでしたら、一部答申案ということでパブリックコメントに付した上で、9月頃の部会において、また一部答申に向けた御検討をいただきたいと考えてございます。

また、一部答申を仮にいただけたとしましたら、残りの事項について、その後、来年の夏以降を目指しまして、最終答申に向けた御議論をいただきたいと考えているところでございます。

続きまして、6ページをお開きください。検討事項の1つ目としてございましたIP網への移行過程における音声接続料の在り方、特にひかり電話についてでございます。

ひかり電話につきましては、下の絵のところでございますが、左側が現在のひかり電話に使われていますIGS接続というものでございます。それが右側のIP接続に、令

和7年1月に向けて変わっていくというところでございますが、移行過程におきましては、この2つの接続の形態が併存するという形になります。

また、この接続のタイミングというのは、必ずしもその接続事業者の都合だけで決められません。NTT東日本・西日本による工事の状況、あるいは他事業者の状況等によってタイミングが左右されるという面があることから、上の2つ目の丸でございますが、公平性の担保が必要であろうということで、この2つの接続形態について単一の接続料を設定することが適当というような結論をいただいております。これについては、事業者間の協議の場でもこのような議論がされているという上での結論でございました。

3つ目といたしましては、右下の絵でございますが、IP接続において新しく利用することとなる設備がございます。これについては、指定設備として指定をしていくとともに、これまでの省令等と同様に、透明性を確保する観点から接続機能を設備単位で設定することが適当ということで整理いただいております。

4つ目でございます。右の絵のオレンジのところでございますが、県間伝送路については今回、東京・大阪が接続点になるということで、例えば埼玉に電話をするときには、県をまたぐ伝送路について不可避免的に使うというような状況がございます。これについては、今、指定設備として定めている、あるいは定めようとしているものと一体的に使われるという形で、不可避免的に利用されるということでございます。このため、接続料に準じた金額、手続での利用を可能とするべきではないか、また、これについては先ほどの公平負担の観点から、単一の接続料に含めて考えていくことが適当ではないかと整理いただいております。

一番最後でございますが、中間配線架（パッチパネル）とございますが、右の絵では他事業者にくっついているパッチパネルというところがございますが、まさに接続点となるような板の部分でございます。

この部分につきましては、必ずしもNTT東日本・西日本だけが利用するというのではなく、他社同士の接続などにも使われるというところがございますが、指定設備と位置づけないとしても、接続に当たって重要な設備であるということで、利用に当たって負担すべき金額や手続等については、接続約款に記載するなどの対応を求めることが適当であるという結論をいただいております。

○小澤料金サービス課課長補佐 7ページをお開きください。今回の検討項目のもう一つでございます第3章、IP網への移行後における音声接続料の在り方でございます。

この検討項目は、IP網へ移行後の音声通信市場において、どのような接続料規制を採用すべきかという検討項目でございます。検討に当たりまして、音声通信市場における現状課題を改めて整理してございます。2つございます。

1つ目は、ユーザー料金の低廉化が進んでいないということでございます。日本の携帯電話はユーザー料金も、また音声接続料も高い水準にございます。通話料金は3分120円でありまして、10年以上前から変わってございません。

ユーザー料金の高止まりの要因としましては複数考えられますが、その一つといたしまして、事業者が電話サービスの提供に当たり、負担することとなる他律的なコストである接続料の水準が高止まりしているということが考えられます。

音声通話料の低廉化を進めるための方策としては複数考えられますが、その一つとして、着信接続料に関しましては、その水準の低廉化を図る必要があるという現状課題を整理いただいております。

もう一つの現状課題といたしましては、事業者間の公平性が確保できていないということでございます。発着二者間で、事業者が直接接続を行う双方向接続においては、自網への着信呼市場において市場支配力を有する。言い換えれば、着信側事業者は、自網への着信接続料を設定できるという意味において、指定事業者も非指定事業者も、また一種指定事業者も二種指定事業者も、その違いによらず、全ての事業者が対等な関係にあります。事業者間の公平性を確保する観点からは、双方向接続における着信接続料の設定について、その条件をそろえることが原則であるという現状課題の整理をいただいております。

8ページをお開きください。IP網へ移行後の接続形態を踏まえまして、先ほどの2つの現状課題に対応するため、着信接続料を設定する全ての事業者を対象に、着信接続料の低廉化を図る仕組みとして、着信接続料規制について検討を進めることが適当であるという整理をいただいております。

また、一部答申後は、算定方法の具体化など、制度設計に係る中身の検討を行っていくことが適当であるという整理をいただいております。

ページ下の点線枠の中に、今後の検討課題例といたしまして、算定方法、規制方式、手続等をお示ししてございます。

9ページをお開きください。第4章、今後の進め方でございます。

1. 一部答申で検討終了する事項、(1) IP網への移行過程における音声接続料の在



り方のうち、ひかり電話については、今回検討した2つの検討項目の1つ目でございますが、一部答申の考え方に沿って、今後総務省において省令等の改正に向けた対応を行うことが適当であるという整理をいただいております。

2. 最終答申に向けて検討を行う事項、(1) IP網への移行後における音声接続料の在り方、こちらは今回検討した2つの検討項目のうちの2つ目でございますが、先ほどお示ししたとおり、一部答申後は、算定方法の具体化など、制度設計に係る検討を行うという整理をいただいております。

(2) IP網への移行過程における音声接続料の在り方のうち、加入電話についてでございます。現在は、長期増分費用方式という算定方式を用いておりますが、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期といたしまして、PSTN-LRICモデルというものをを用いて算定した接続料によって価格圧搾のおそれが生じるような場合には、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルという2つのモデルを組み合わせ、移行の段階を進めるということをしております。

次期適用期間においては、現に接続ルート切替えが進んでいくということや、固定電話市場全体においてIP網への移行が進んでいるという状況を踏まえて、接続料の算定方法について長期増分費用方式でありますとか、他のオプションを含めた採用の適否等を検討していくことが適当という整理をいただいております。

(3) IP網への移行を踏まえた接続制度の在り方でございます。IP網への移行によりまして、他事業者とのPOIが都道府県単位ではなく原則、東京・大阪の2か所のPOIビルとなります。また、IP網への移行によって、音声通信とデータ通信がNGNにおいて、より統合的に利用されることとなります。

これらの状況等を踏まえまして、公正競争を確保するための指定電気通信設備制度の在り方等について、今後検討していくことが適当であるという整理をいただいております。

事務局からの説明は、以上でございます。

○山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明していただいた内容について、皆さんの御質問、御意見を伺いたいと思います。先ほど御説明がありましたように、チャット機能で発言希望を出していただければと思いますので、よろしく願いいたします。いかがでございましょうか。

熊谷委員から発言希望が出ております。どうぞ、熊谷委員、御発言ください。

○熊谷委員　よろしく申し上げます。I P 網への移行後の音声接続料の在り方についてコメントをさせていただきたいと思っております。資料の53-1-2の7ページで御説明いただいたように、携帯通話のユーザー料金は、やはり国際的に見て高い。通話料金は3分120円で、10年以上前から変わっていないというお話がございましたけれども、これは報告書の本体にも目を通しましたが、欧米では通話料金が基本料金にデフォルトで組み込まれていて、かけ放題が一般的である。また、欧米では1人当たりの通話時間が日本のおよそ2倍以上となっているということがございますが、これは恐らく文化の違いだけではなくて、料金体系の違いですとか、料金水準も一因であると推察されます。したがって、接続制度の見直しに当たって、ユーザー料金の低廉化への効果を考慮に入れるということが大変重要だと考えます。

一方で、今後についてはI P 移行による接続形態の変化に加えて、5Gですとか、仮想化技術によるネットワーク構造の変化も見込まれるということがございますので、こうした今後の技術の変化にも柔軟に対応できるということが大事であって、接続に関する制度をあまり複雑なものにすることは避けたほうがいいのではないかと考えます。

結論として、こうした中長期的な展望も視野に入れながら、引き続き丁寧な議論を行っていくことが必要だということを申し上げたいと思っております。

私からは以上でございます。

○山内部会長　ありがとうございました。

続いて、岡田委員から御発言の御希望です。岡田委員、どうぞ御発言ください。

○岡田委員　今回、接続政策委員会のほうで詳細に御検討いただきまして、非常に簡潔かつ分かりやすい報告書を頂いたことを感謝申し上げます。

移行期と移行後という二本立てで今回、御報告いただいておりますが、まず移行期のことに関して、基本的な考え方に賛成いたします。単一の接続料を設けるということも含めまして、適切な御提案だと思います。

それから、移行後については、これからまた詳細に御検討いただくことになるのかと思っておりますが、先ほど熊谷委員の御指摘と共通するのですが、現状認識として低廉化が進んでいないということは全くそのとおりだと思いますし、また、公平性確保の観点で、やはり着信側に非常に強いボトルネック独占が利いていると。構造的に低廉化のインセンティブが十分ではないということが、やはり議論の前提として非常に重要なポイント

だろうと思います。

そのため、何らかの方法で料金の低廉化を促すような仕組み、そのようなインセンティブをどうやって織り込むかということで色々な料金規制が御提言されているところですが、現状、技術変化の見通し等が分からないところもありますので、どのような料金規制が適切かということも含めて、また色々御検討いただく必要があるだろうと思います。

その場合には、何らかの競争の規律が必要だと思いますが、例えば技術の不確実性が非常に高い場合にはこういう規制方式がいいのではないかとか、上限規制というような形の御提案も出ているようですが、そういう技術変化も踏まえた検討をぜひしていただけるとありがたいなと思います。

私からは以上です。

○山内部会長　　ありがとうございました。

そのほかに御発言の御希望はいらっしゃいますか。よろしゅうございますか。

○岡田委員　　補足してもいいですか。

○山内部会長　　どうぞ。

○岡田委員　　もう一つ、接続料の算定では需要が同時に考慮されるファクターに入っているわけですが、そこは接続料が需要にも影響するので同時決定の関係があると思います。需要料金と接続料が相方向で影響し合うわけですので、やはり価格の変動に対して需要がどのように変動するかという予測に基づく接続料の計算といったことが、テクニカルな話になりますが、必要になるだろうと思います。

この辺り、現時点で何かお考えがあれば、ぜひお聞きしたいと思いますし、またそういうことは今後、考慮要素として入ってくるのかといったことも、もし何かお考えがあれば、御教示いただければと思います。

以上です。

○山内部会長　　ありがとうございます。

今、事務局に対して、今後の最終答申に向けて検討を行う事項の中で、接続料についてお二方から御意見が出まして、岡田委員から事務局に見解を問うというようなことでございます。事務局から、何かコメントございますでしょうか。

○小澤料金サービス課課長補佐　　事務局でございます。

まず、着信ボトルネックという点については、今後、ユーザー料金の低廉化を図るた

めの方策として複数考えられるというところで、検討の場はまた別の場にはなりますが、着信接続料のアプローチと併せて、ほかの方策についても連動していくような方策を今後また引き続き検討を進めていただきたいと思います。

2つ目、需要変動に関しましては、算定方法をいかにしていくのか、また、固定事業者・携帯事業者によって算定方法の考え方を分ける必要があるのかといったようなところも含めまして、今後また具体化を御検討いただきたいと思います。

以上でございます。

○山内部会長　ありがとうございます。

岡田委員、よろしいですか。

○岡田委員　あまりテクニカルなことを承知せずの質問ですが、需要予測ということはいかがでしょうか。そういった調査を含めて、検討事項としてアジェンダに入っているのかどうかということですが。

○山内部会長　事務局、いかがですか。

○小澤料金サービス課課長補佐　事務局でございます。例えば現状のPSTN接続料を算定するのに、長期増分費用方式という方式を用いてございます。これは過去の経緯から需要が減っていくということが予想されるため、極力、接続料を算定するのに直近の需要後を予測して用いているということでございます。

今後、IP網に移行後の接続料の在り方を検討していくに当たりまして、どこまでそういった需要変動を予測していくことがまた必要なのか。あるいは接続料も、ベンチマークというような性質も場合によっては加わってくるということから、そこまで算定コストをかける必要があるのかといった観点からも、今後、検討項目の一つとして入れてございますので併せて検討を進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○山内部会長　岡田委員、よろしゅうございますか。

○岡田委員　承知しました。ありがとうございます。

ベンチマークを設けながらというのは、非常に重要なポイントかなと思いました。ありがとうございました。

○山内部会長　どうもありがとうございます。

需要予測、ここではIP網への移行を踏まえた接続料の関係ですけれども、電気通信とか情報通信自体の需要構造が大きく今変わろうとしているので、いずれは全体を見回

したような議論をしなきゃいけないのかなと思います。ここでは、IP網への移行という、その接続料のことでございますので、よろしく願いいたします。

ほかに御発言ございますか。

○相田部会長代理 相田ですけれども、補足よろしいでしょうか。

○山内部会長 相田委員、どうぞ。

○相田部会長代理 接続料が下がったら、本当にユーザー料金が下がるのかとか、ユーザー料金が下がったら、また需要が盛り返すのかとかいうところは、接続政策委員会の議論の中でも、かなり議論になりました。

文化的なものなども色々あるので、はっきり言って分からないというのが実態ではあるのですけれども、ここ10年ほどの欧米でのベストプラクティスとして、着信独占という考え方を入れて着信接続料を規制する。

そのことによって、実際に欧米では音声需要がかなり盛り返しているようなことも見えているという中에서도、事業者間の公平性確保というものといったときに、いわゆるホワイノットと言うのでしょうか、ベストプラクティスを採用しない手はないよねというのが、検討の中での主要な考え方かなと思います。

以上でございます。

○山内部会長 ありがとうございます。

そのほかに御発言の御希望の方はいらっしゃいますか。よろしゅうございますか。

それでは、もしもよろしければ、今日の会議は定足数を満たしておりますので、ただいまいただいた御説明について、三方から御発言いただきましたが、特に大きな反対とか、そういうことはなかったと思いますので、資料53-1-1の接続政策委員会からの報告書の本体を当部会の一部答申案とし、一部答申案について広く国民から意見を募集する、いわゆるパブリックコメントに付するということではありますが、こういう手続に進みたいと思いますが、いかがでございましょう。もし異議のある方がいらっしゃれば、チャット機能でお申し出いただければと思います。

(異議の申出なし)

それでは、資料53-1-1の報告書案について意見募集することによりまして、意見募集の期間や手続などについては事務局に一任いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

○相田部会長代理 ありがとうございました。

②「電気通信事業政策部会における委員会の設置(平成30年9月19日  
情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第4号)」の一部改正について

○山内部会長 次の議決案件に移りたいと思います。

次は、電気通信事業政策部会における委員会の設置、これは平成30年9月19日情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第4号であります、この一部改正についてということであります。

この内容について、事務局から御説明をお願いいたします。

○日下総合通信管理室長 事務局から御説明申し上げます。電気通信事業政策部会決定第4号の電気通信事業政策部会における委員会の設置の一部改正についての御提案でございます。

平成30年9月19日に設置しました電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会につきましては、令和元年12月17日に最終答申を行いました平成30年8月23日付け諮問第25号「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」に関する調査検討の終了をもちまして、その役割が終了したことから、当該委員会を廃止するため、資料53-2のとおり、電気通信事業政策部会における委員会の設置の一部を改正するものです。

具体的には、資料の2ページにございます新旧対照表にありますとおり、第1項第5号を削る改正となります。改正後の電気通信事業政策部会における委員会の設置の案につきましては、資料の3ページのとおりでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山内部会長 ありがとうございました。

今、御説明があったように、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会、それから2030年頃を見据えた新たな電気通信事業分野における競争ルール等の在り方に関する事項というところを削ると。要するに、私がやらせていただきましたけれども、最終答申を出しましたので、この役目を終えたということで、これを改正するということでもあります。

これについて御意見を伺いたいと思います。同じように、御発言の御希望がある場合はチャット機能でお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。よろしゅうござ

ございますか。

それでは、これについても先ほどと同じですが、定足数を満たしているということでございますので、事務局からの提案のとおり、決定の一部を改正いたしまして、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会を廃止することとしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

御異議のある場合には、チャット機能でお願いをいたします。よろしゅうございますか。

(異議の申出なし)

ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

○日下総合通信管理室長 ありがとうございます。

## 報告案件

### ①NTT東西における光回線の卸売サービスの提供状況について

○山内部会長 ありがとうございます。以上2件が決議案件でございますが、次に報告案件に移りたいと思います。

報告案件の1番目は、NTT東西における光回線の卸売サービスの提供状況についてであります。これについて、それでは総務省から説明をお願いいたしますが、御注意いただきたいんですけれども、今回、資料の53-3というのがございます。そこに赤書きで書いてありますように、一部、事業者の経営上の秘密に関する事項が含まれているということでございますので、傍聴の皆様には一部部分を消した資料の配付ということで御了承いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、御説明をお願いいたします。

○飯村事業政策課市場評価企画官 それでは、お手元の資料53-3に基づきまして、NTT東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況につきまして、御報告させていただきます。

先ほどもおっしゃっていただきましたが、本資料には委員限りとさせていただいている情報が含まれておりますので、お取扱いには御注意いただきますようお願いいたします。

では、1ページ目を御覧ください。本報告の背景でございますけれども、平成27年2月からNTT東日本・西日本は、光回線の卸売サービスの提供を開始いたしました。その開始に当たりまして、情報通信審議会からサービス卸の提供に当たり、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当であるという答申をいただいております。

この答申に基づきまして、総務省といたしましては、サービス卸の提供条件等の公平性、適正性及び透明性を確保する観点から、情報通信審議会電気通信事業政策部に報告をさせていただいております。

2ページ目を御覧ください。NTT東日本・西日本が提供いたします光回線の卸売サービスにつきましては、料金その他の提供条件の適正性及び公平性を確保する観点から、電気通信事業法に基づきまして、契約内容について届出を義務づけられております。

また、NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン、通称、サービス卸ガイドラインと申しますけれども、を踏まえた対応状況について総務省に報告することを要請してございます。

総務省におきまして、NTT東日本・西日本からの届出や報告の内容により、料金その他の提供条件につきましては、ガイドラインを踏まえた適正性ですとか、各卸先事業者に対する取扱いの公平性の観点から確認を行いましたところ、電気通信事業法上、問題となるような事実は確認されませんでしたので、御報告をさせていただきます。

続きまして、3ページ目を御覧ください。昨年の電気通信事業政策部会におきまして、開始を御報告させていただいておりますが、昨年7月から開始されました事業者変更の提供状況につきましては、御報告をさせていただきます。

事業者変更とは、卸先事業者間で契約を切り替える際に、電話番号や光回線を継続して利用できる仕組みのことです。こちらの事業者変更が開始されるまでの間は、卸先の事業者間で契約を切り替える場合には、電話番号を継続利用できないということですとか、光回線の廃止、新設の工事が別途必要になるといったような状況にございました。

こちらを開始いたしまして、総務省において開催されたNTT東西の光サービスの卸売サービス事業者変更の在り方に関するタスクフォースの提言を踏まえまして、事業者間の調整、システム改修ですとか運用体制の整備が行われました結果、昨年7月から事業者変更の提供が開始され、実現に至っているところでございます。



昨年度7月開始から3月までの間の事業者変更の実施件数につきましては、資料にお示しをさせていただいておりますとおりでございます。

また、本年6月5日に開催をいたしました電気通信市場検証会議におきまして公表いたしました利用者アンケートの結果によりますと、事業者変更の認知度は24%というような状況になってございますので、ますます認知・周知の方法ということが必要となっていると考えてございます。

そちらのページの下の灰色枠に記載をさせていただいておりますように、今後、実施件数の増加が期待される中で、NTT東日本・西日本におきましては、利用者に事業者変更について、より理解を深めてもらうために、利用者向けに自社のホームページにおきまして事業者変更に関する情報の掲載ですとか、周知を行っているという取組、また、事業者間において円滑な運営が図られますように、卸先事業者に向けた事業者向けのポータルサイトにおきまして、卸先事業者の追加ですとか、事業者間の問合せ窓口等につきまして、適切な情報を周知するというような取組を行っているところでございます。

最後に、サービス卸に関する検討の状況につきまして、御報告をさせていただきます。4ページ目を御覧ください。サービス卸に関する制度につきましては、昨年12月の電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証の最終答申を踏まえまして、現在、接続料の算定等に関する研究会において、卸役務の提供条件等の適正性、公平性、透明性の確保のために必要なルールなどの検討が行われている状況でございます。

5ページ目以降は、光回線卸売サービスに関する参考資料でございますので、説明のほうは割愛をさせていただきたいと思っております。

総務省といたしましては、引き続きサービス卸が電気通信事業法や、サービス卸ガイドラインに則して適切に提供されているかにつきまして、注視をしてみたいと思っております。

以上、NTT東日本・西日本におけます光回線卸売サービスの提供状況についての御報告とさせていただきます。

○山内部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、これはNTT東西の光回線の卸売サービスの状況ですけれども、御意見、御質問等あれば、御発言願いますか。例によって、チャット機能でお知らせいただければと思いますが、いかがでございましょう。

御報告でおおむね問題なく行われているが、事業者変更について、これを周知してい

って競争の促進をするということだったかと思います。よろしゅうございますか。

それでは、御報告をお認めいただいたということでお願いいたします。

## ②第52回電気通信事業政策部会の開催について

○山内部会長　それでは引き続きまして、第52回電気通信事業政策部会の開催について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○日下総合通信管理室長　それでは、第52回電気通信事業政策部会の開催につきまして、事務局から御報告させていただきます。

令和2年の3月下旬以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、急ぎ審議すべき案件につきまして、令和2年4月上旬に第52回電気通信事業政策部会を、情報通信審議会議事規則第11条第4項において準用します第2条第3項の規定に基づき文書による審議として開催しましたので、同項後段の規定に基づき、資料53-4のとおり御報告させていただきます。

会議の日程、議題等につきましては、資料を御確認ください。また、会議資料と議事録につきましては、総務省ホームページ内の審議会ページに掲載してございますので、資料に記載しておりますURLから御確認いただけます。

本件御報告につきましては、以上でございます。御確認のほどよろしくお願いいたします。

○山内部会長　ありがとうございました。

4月の分の文書による審議ということについての御報告でございます。これについて何か御発言、御議論ございますか。よろしゅうございますか。

## 閉　　会

○山内部会長　よろしければ、本日の議題は以上ということになります。何か全体を通じて、委員の皆さんから御発言の希望があれば承りたいと思いますが、いかがでございましょう。よろしいですか。

それでは、事務局から何かあればお願いいたします。

○日下総合通信管理室長　冒頭、竹内総合通信基盤局長の異動について御説明させてい

ただきましたけれども、竹内局長が会議に参加しておりますので、局長から一言御挨拶をお願いいたします。

○竹内総合通信基盤局長　今週月曜日、20日に着任いたしました総合通信基盤局長の竹内でございます。山内部会長をはじめ、委員の皆様方には、大変重要なテーマ案につきまして、大変お忙しい中ではございますけれども、引き続き自由闊達な御議論をいただき、しっかりとした方向づけをお願いしたいと考えております。参加が遅れまして、申し訳ございませんでした。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山内部会長　どうもありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の会議は終了とさせていただきます。なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局から御連絡を差し上げるということにさせていただきます。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。

以上